

所管部課		市民生活部 市民生活課		部長	関田 孝志	
件名		東大和市市民センター管理規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由                      清原市民センターにおいて、令和8年4月1日から証明発行及び収納業務を廃止する。                      これに伴い、市民センター係を廃止し、新たに市民センター担当係長を配置（組織規則に規定せず決裁対応）することとなった。                      このため、東大和市市民センター管理規則の適正化を図る為、規則を改正する。</p> <p>(2) 主な改正内容                      市民センター係長の廃止に伴い、市民センター係長が行っていた業務を市民生活課長の業務として改正する。</p> <p>(3) 施行日：令和8年4月1日</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）                      総務課による事前審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）                      庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果                      決定</p>						